

船橋市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、肺炎を引き起こす原因の1/4から1/3を占めると考えられている肺炎球菌感染症について予防接種を市が実施することにより、疾病の重症化等を予防するとともに、被接種者の接種に係る経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境を提供することを目的とする。

(対象者及び接種回数)

第2条 対象者は、接種日において船橋市民(東日本大震災による避難者その他市長が認めた者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当し、自らの意思で接種を希望するものとする。

- (1) 当該年度中に65歳以上となる者
- (2) 当該年度中に60歳以上65歳未満となる者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害を有し、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、日常生活がほとんど不可能なもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある者
- (2) 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条に規定する予防接種不適合者に該当する者

3 接種する回数は、1回とする。

(自己負担額)

第3条 前条に規定する対象者(以下「対象者」という。)が肺炎球菌予防接種を受けた場合の自己負担額は、2,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている世帯を含む。)の者が接種した場合は、無料とする。(平成26年10月1日改訂)

(実施方法)

第4条 対象者は、あらかじめ市から送付される船橋市高齢者肺炎球菌予診票に必要事項を記入の上、市が高齢者肺炎球菌予防接種の実施を委託する医療機関(以下「協力医療機関」という。)へ提出するものとする。

2 船橋市高齢者肺炎球菌予診票を紛失、未着等の理由で持参できない対象者については、協力医療機関備え付けの予診票を使用するものとする。

3 前2項の規定により対象者から予診票の提出を受けた協力医療機関は、提出された予診票の内容を確認し、適当と認める場合は、予防接種を行うものとする。

(協力医療機関以外での予防接種)

第5条 対象者がやむを得ない理由により、高齢者肺炎球菌予防接種を協力医療機関以外の医療機関等(以下「その他医療機関等」という。)で受けるときは、「船橋市予防接種費用助成要領」の規定に従い、事前に市へ申し込みを行い、予防接種を受けるものとする。

2 前項の場合において、詳細は船橋市予防接種費用助成要領の規定に従って実施するものとする。

(返還請求)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により高齢者肺炎球菌予防接種を受けた者があるときは、当該予防接種を受けた者に対し、高齢者肺炎球菌予防接種に要した費用の一部又は全部の返還を求めることができる。

(事故防止等)

第7条 高齢者肺炎球菌予防接種の実施に当たり、予防接種を行う医師は事故防止の万全を期するものとし、実施中に事故等が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(健康被害救済)

第8条 市長は、対象者等から健康被害発生の連絡を受けたとき、又は協力医療機関若しくはその他医療機関等から事故の報告を受けたときは、必要な書類の提出を求めた上、提出があり次第速やかに船橋市予防接種健康被害調査委員会を設置し、その調査に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により予防接種による健康被害が確認されたときは、千葉県市町村予防接種事故補償等条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号)の規定に基づき救済手続を行うものとする。

3 前項の規定は、予防接種により健康被害を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく救済手続を行うことを妨げるものではない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

なお、この要綱の施行日以降、高齢者肺炎球菌予防接種を予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種として開始した場合は、当該定期予防接種の対象者をこの要綱の対象者としない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。